

Title	ルーマニア社会主義共和国憲法
Sub Title	Constitution of the socialist republic of Rumania
Author	森田, 昌幸(Morita, Masayuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.1 (1969. 1) ,p.72- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690115-0072">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690115-0072</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

## ルーマニア社会主義共和国憲法

森田昌幸

第二次世界大戦後の東欧において、人民民主主義国家として発足したルーマニアは、人民民主主義から社会主義への移行という形で人民共和国憲法の改正を行なった。いうまでもなく、ルーマニアは共産主義政党が政治権力を独占している独裁国家である。したがって、その憲法改正は自由主義国家における改正のような手続にはよ

らず、党の一方的指令によるものであり、その内容においても、憲法改正の結果、個人の自由は人民民主主義より社会主義への独自の道を進むために、むしろ抑圧されて、国家の個人に対する支配権が増大することになったのである。現実政治においても、人民が権力の主体であり、すべての権力を独占的に行使することが特徴となっている。

このルーマニアにおける憲法改正の背景には、国内的要請というよりも、国際政治的配慮、すなわちソヴィエト連邦の対東欧政策に對抗するという現実政治上の要請があるといえよう。今日、ルーマニアが憲法改正を行なった真の目的は、国民の自由や福祉にだけあ

るのではなく、むしろソヴィエト連邦からの国家的自由の獲得にあるといつて差支えない。それ故に、ルーマニア憲法は、自由化の潮流に乗つたように見えても、実質的には自由主義世界の憲法とは多分に異質的なものであることが注目されなければならない。

周知の如く、改正前の旧憲法は、いわゆるスターリン憲法をそのままルーマニアに移し入れたものであり、ゲオルギウ・デジの遺産であつた。デジのあとを継承したニコラエ・チャウシエスクは、モスクワからのルーマニアの独立を實踐せんとしたのであるが、しかしそのためには経済的にソ連に依存しては不可能なことを悟るのである。ルーマニアがソ連からの独立、さらには社会主義世界における独立を維持するためには、ソ連に対して原料輸出国であることをやめて、近代的工業国家へと発展することが必要であつた。ただ、それには経済的のみならず政治的にも、社会主義世界における主権の尊重、内政干渉の排除を対外政策の柱としてかかげることが要請されるのである。

ルーマニアがこのような政治的課題と取組んでいたまさにそのとき、中ソ論争の火蓋が切られたのであつた。中ソ論争に対するルーマニアの態度は、その何れにも味方せず、しかも社会主義世界における小国の立場を強化せんとするものであつた。この中ソ論争を契機として、ルーマニアはソ連に対して自らの発言権を認めさせるのに成功したのである。それによつて、ルーマニアはスターリン憲法の焼直した旧憲法の改正に向うことが出来たのである。

この意味において、ルーマニアの憲法改正は、直接の理由としては人民民主主義から社会主義への移行があげられるにせよ、それはむしろ表面的な理由であつて、直の目的はソ連からの国家的独立の達成にあるといえるのである。

それは政治的にはワルシャワ条約機構からの離脱を主張したチャウシェスク演説の中にも、経済的にはCOMECON加盟国との協力関係否定などの中にもうかがえるのである。このことは、旧憲法の前文を見るならば、いかにルーマニアがソ連に服従的であつたかということとは対照的に、改正憲法ではその前文がすべて否定されてしまつたことによつて理解されるであらう。

それにも拘らず、今回の改正の中において、ルーマニアの社会主義建設の熱意といつたものもまた、十分に見出すことが出来る。例えば、この憲法改正によつて、従来ルーマニア労働者党と呼ばれていた党名がルーマニア共産党と改称されていることが、そのひとつのあらわれである。また、人民民主主義を、革命から社会主義建設へ進む過程における過渡期と考へていた党指導部は、生産手段の社

会主義的所有と、農業部門における集団化の進展の現段階を以て、ルーマニアはすでに人民民主主義より社会主義への発展段階に入つたと認めたのである。これは人民民主主義から社会主義を経て、さらに共産主義へ向うという基本姿勢を示すものということができるであらう。しかも、この憲法改正の真実目的は、あくまでも社会主義世界におけるソ連からの政治的独立を達成することにあつたことは、疑う余地はないのである。それは次に掲げる新旧両憲法を対比すれば明らかになるであらう。

新憲法は外務省欧亜局東欧課の『ルーマニア社会主義共和国憲法(仮訳)』を使用した。今回その掲載にあつては、外務省当局から特別に許可を受けたが、それに対してここに感謝する次第である。次いでかかげた旧憲法は、各国憲法集(三四)『ルーマニア人民共和国憲法』によつた。このほか、新旧両憲法の英文訳としては次のものを参照した。

*Constitution of the Socialist Republic of Rumania*, Meridiane Publishing House, Bucharest, 1965.

*Constitution of the Rumanian People's Republic*, September 24, 1952, by the Rumanian Legation in Washington D.C.

(注) 一九六五年の改正によつて、旧憲法と明らかに異なる部分は新憲法の条文中にゴジックで示した。改正の主なるものを掲げてみれば次の如くである。

第一条はルーマニアが人民民主主義より、社会主義の段階へいよいよ到達したことが明示され、しかも主権と独立が強調されてい

る。その政治権力は都市及び村落の勤労人民に由来するわけである。この第一条及び第二条は、旧憲法前文と比較すれば、明らかにソヴェト連邦からの政治的独立宣言と考えられる。

第五条において、ルーマニアが今後社会主義経済を発展させて行くことが定められている。

第十四条においては、社会主義諸国との友好関係を維持発展させつつも、ルーマニアの自主独立を堅持することが、国家主権と国民的独立の尊重及び平等の権利と互恵、また内政不干渉の原則を確立

## ルーマニア社会主義共和国憲法（仮訳）

### 第一章 ルーマニア社会主義共和国

第一条 ルーマニアは社会主義共和国である。ルーマニア社会主義共和国は主権を保持する独立の一元的国家であつて都市及び村落の勤労人民に所属する。その領土は譲渡及び分割を許さない。

第二条 ルーマニア社会主義共和国におけるすべての権力は自由にして自らの運命の支配者である人民に所属する。人民の権力の基礎は労働者と農民の同盟の上に存する。社会の指導勢力である労働階級と農民、インテリ及び他の勤労人民層は、民族の如何を問わず、緊密な連合体をなして社会主義を建設し、共産主義への移行の諸条件を創造しつつある。

第三条 ルーマニア社会主義共和国における全社会の指導政治勢力

することによつて担保することが示されている。

これらの改正によつて、以下の国家及び地方組織、特に経済活動における国家の指導的役割、基本的人権、議会、司法などの細部が少なからず改正されているのが注意をひくであらう。

なお、一九六五年改正のルーマニア社会主義共和国憲法の日本語訳は、現在ではまだ外務省仮訳以外に見あたらない。あえてここに掲載した所以である。

はルーマニア共産党である。

第四条 国家主権の保持者である人民は普通、平等、直接かつ秘密投票によつて選挙した大国民議会及び人民会議等の諸機関を通じてその権力を行使する。大国民議会と人民会議は国家機関の全体の基礎である。大国民議会は国権の最重要機関であり、すべての他の国家機関はその指揮及び統制の下に活動する。

第五条 ルーマニアの国民経済は生産手段の社会主義的所有を基礎とする社会主義経済である。

ルーマニア社会主義共和国においては人による人の搾取が永久に廃止され、労働の量及び質に従つて分配を行なう社会主義的原則が実施されている。

労働は国家の各市民にとつて名誉ある義務である。

第六条 生産手段の社会主義的所有とはその財物が全人民に所属す

る国有財産あるいはその財物が各共同組合財産である。

第七条 すべての地下資源、鉱山、国有地、森林、水、天然の動力資源、大小工場、銀行、国营農場、機械・トラクター・ステーション、通信手段、国有の運輸・遠隔通信手段、国有の建造物及び住宅、国营の社会文化施設の物質的基礎は全人民に所屬し、国有財産である。

第八条 外国貿易は国家の独占である。

第九条 農業生産協同組合の土地、これに付屬する動物、用具、設備及び建造物は協同組合財産である。

農業生産協同組合の規則に従つて協同組合農民の家庭の用に供されている土地の部分は協同組合財産である。住宅及び補助的な農業用建造物、同敷地は協同組合農民の個人財産であり、農業生産協同組合の規則に従う生産的家畜類及び小農具も協同組合農民の個人財産である。手工業協同組合及び消費者協同組合の工具、機械、設備及び構築物は協同組合財産である。

第十条 農業生産協同組合は農業機構の社会主義的形態であり、土地の集約的耕作と進歩した科学の応用のための諸条件を確保し、生産を増大して国民経済の發展、農民の生活水準ひいては全人民の生活水準の継続的引上げに寄与するものである。

国家は農業生産協同組合に援助を与え、その財産を保護する。国家は他の協同組合機構に対しても援助を与え、その財産を保護する。

第十一条 国家は、農業が生産協同組合化されている状況の下にお

いても、農業生産協同組合に加入し得ない農民に対しては、法律に従い彼ら自身及び家族が働く土地の所有権及び作業及び生産に使用される家畜の所有権はこれを保証する。

手工業者に対しても、その各自の工作場の所有権を保証する。

第十二条 土地及び建造物は公益事業の目的がある場合にのみ収用することができ。かつ、その場合は正当な補償金が支払われ

る。

第十三条 ルーマニア社会主義共和国におけるすべての国家活動は社会主義体制の發展、国家の繁栄、人民の生活及び文化水準の不断的向上、人の自由と尊厳の保証、人身の多面的肯定をその目的として行われる。

この目的のために、ルーマニア社会主義国家は

国民経済を組織、計画かつ指揮し、

社会主義財産を防衛し、

市民の権利行使を完全に保証し、社会主義的法治主義を確保

し、かつ法規を防衛し、

すべてのレベルにおける教育を發展させ、科学、芸術及び文化の發展の条件を確保し、公衆保健を實行し、

国防を確保し、その兵力を組織し、

他国との関係を組織する。

第十四条 ルーマニア社会主義共和国は社会主義的國際主義の精神において社会主義諸国とは友好關係及び兄弟的協力を維持、發展させ、異なる社会体制をもつ諸国とは協力關係を増進させ、平和

と諸人民間の理解を確保する見地において国際的諸組織内において活動を行なう。

ルーマニア社会主義共和国の対外関係は国家主権と国民的独立の尊重、平等の権利と互恵、内部事項への不干渉の諸原則をその基礎としている。

第十五条 ルーマニア社会主義共和国の領土は地方、地区、町及び村落の地域の行政単位で組織されている。

ルーマニア社会主義共和国の地方は、アルゲス、ドブルジャ、ガラツイ、フネドアラ、ジャシイ、マラムレシ、ムレシ・ハンガリー人自治、オルテニア、プロエシテイ及びスケアヴァである。

ルーマニア社会主義共和国の首府はブカレスト市である。

第十六条 ルーマニア市民権の取得及び喪失は法律に従って行なわれる。

## 第二章 市民の基本的権利及び義務

第十七条 ルーマニア社会主義共和国の市民は民族、人種、性別あるいは宗教の如何を問わず、経済、政治、司法、社会及び文化的生活のあらゆる分野において平等の権利を有する。

国家は市民に平等な権利を保証する。民族、人種、性別あるいは宗教の如何によつて、その権利を制限し、あるいはその行使について差別を設けることは許さない。

かかる制限の設置を目指す表現、民族主義的・排外主義的宣伝、人種的あるいは民族的憎悪の煽動はすべて法律によつて処罰

される。

第十八条 ルーマニア社会主義共和国においては市民は働く権利を

有する。各市民はその習練するところに従い、経済、行政、社会文化の分野において一つの活動を行なう可能性を与えられ、その活動の量及び質に応じて報酬を受ける。同一の労働に対しては同一の給与が与えられる。法律は労働の保護及び安全の措置並びに青年の労働に対する特別保護の措置を設けている。

第十九条 ルーマニア社会主義共和国の市民は休養の権利を有する。

休養の権利は労働日の最長就労時間を八時間とする事業場で働く者に対して、週休及び有給年次休暇を保証する。

重労働、過重労働部門においては労働日の就労時間を八時間よりも短縮することができる。

第二十条 ルーマニア社会主義共和国の市民は老令、疾病及び労働不能の際に物質的保障を受ける権利を有する。物質的保障を受ける権利は、工場及び事務所の労働者に対しては、国家社会保険組織から年金及び疾病手当を支払うことにより、生産協同組合または他の公共機構の構成員に対しては各機構が組織する保険の形式を通じて履行される。国家は保健所を通じて医療援護を確保する。

有給出産休暇は保証される。

第二十一条 ルーマニア社会主義共和国の市民は教育を受ける権利を有する。教育を受ける権利は一般義務教育制度、各級の教育を無料で行なっている事実及び国家奨学資金制度によつて確保され

る。ルーマニア社会主義共和国の教育は国家教育である。

第二十二條 ルーマニア社会主義共和国においては、共に居住する諸民族は自由に各母国語を使用し、且つ自国語による書籍、新聞、雑誌、劇場及び各級の教育を自由に利用することが保証される。また非ルーマニア民族が居住する地域における諸機関、諸施設は会話及び文書において当該民族の言語を使用し、且つ役職員を同民族の出身者あるいは、同地方の住民の言語及び生活様式を知悉する他の市民から任命するものとする。

第二十三條 ルーマニア社会主義共和国においては、女は男と同等の権利を有する。国家は結婚及び家庭を保護し、母子の利益を防衛する。

第二十四條 ルーマニア社会主義共和国は若年者が肉体的及び知的適応性を発達させるために必要な諸条件を確保する。

第二十五條 ルーマニア社会主義共和国の市民は大国民議会及び人民会議についての選挙及び被選挙権を有する。投票は普通、平等、直接且つ秘密である。十八歳に達したすべての市民は投票権を有する。投票権を有し、二十三歳に達した市民は大国民議会及び人民会議の代議員被選挙人となることができる。候補者指名権は勤労人民のすべての機構、すなわち、ルーマニア共産党の諸機構、労働組合、協同組合、青年婦人の諸機構、文化関係協会、その他の大衆及び公共機構のために確保されている。選挙人は代議員を指名しあるいは選挙したと同一の手続によつて代議員をいつでもリコールする権利を有する。精神の異状、欠陥を有するもの

は選挙及び被選挙権を有しない。法廷からその権利を剝奪された者も、判決に示された期間中は同様である。

第二十六條 労働者階級の最高組織形態であり、その前衛部隊であるルーマニア共産党の中には労働者、農民、インテリ及び勤労人民層のうちから最も進歩した、且つ良心的な市民が結合している。ルーマニア共産党は人民の願望及びその重要な利益を表明し、且つ忠実にこれに奉仕して、社会主義建設のあらゆる分野における指導者の役割を勤め、大衆及び公共機構の活動及び国家机关の活動を指揮する。

第二十七條 ルーマニア社会主義共和国の市民は労働組合、協同組合、青年、婦人、社会文化の諸機構、創作者連合会、科学、技術、スポーツの諸団体及び他の公共機構に加入する権利を有する。国家は大衆及び公共機構の活動に対して支持を与え、同機構の物質的基礎を發展させる諸条件を創造しその財産を防衛する。

大衆及び公共機構はルーマニア社会主義共和国の政治、経済、社会及び文化生活面における、さらには社会主義体制の民主的精神の具現である公共統制の施行面における人民大衆の広範な参加を確保するものである。ルーマニア共産党は大衆及び公共機構を通じて、労働階級、農民、インテリ及び他の勤労人民層との組織的な結合を達成し、社会主義建設の完成を目指す闘争へ彼らを動員する。

第二十八條 ルーマニア社会主義共和国の市民は言論、出版、会合、集会及び示威の自由を保証される。

第二十九条 言論、出版、会合、集会及び示威の自由は社会主義体制及び勤労人民の利益に敵対する目的のために使用することはできない。

ファシストまたは反民主主義的性格をもつ団体は禁止される。

かかる団体への参加及びファシストまたは反民主主義的の宣伝を行なうことは法律により処罰される。

第三十条 良心の自由はルーマニア社会主義共和国のすべての市民に対して保証される。

宗教的信仰を分つも分たないも、それはすべての人の自由である。宗教的儀式を執行する自由は保証される。宗教諸派は自由に組織し、機能する。宗派の組織と機能の方法は法律によつて規定される。

学校は教会から分離される。いかなる宗派、教派あるいは宗教界も教会奉仕者を訓練する特殊学校以外のいかなる教育施設もこれを開き、あるいは維持することができない。

第三十一条 ルーマニア社会主義共和国の市民は人身の不可侵権を保証されている。

法律に列挙し、処罰すべきものとしてゐる行為を犯したという十分な証拠、あるいは形跡がない限り、何人をも拘留、あるいは逮捕することはできない。

審問を行なう機関は最大限二十四時間まで人の拘留を命ずることができ。

裁判所あるいは検事が発出した逮捕状がなければ、何人をも逮

捕することはできない。弁護権は裁判の間を通じて保証される。

第三十二条 住居は不可侵である。

法律に規定する特別の場合及び条件がある時を例外として、本人の同意なくしては何人も人の住居に入ることはできない。

第三十三条 信書と電話の秘密は保証される。

第三十四条 請願権は保証される。

国家機関は個人及び公共の権利及び利益に関する市民の請願を解決すべき義務を有する。

第三十五条 国家機関の不法行為により権利の侵害を受けた者は法律に規定する条件に従つて、その行為を取消し、損害を回復することを当該機関に要請することができる。

第三十六条 個人財産権は法律によつて保護される。

個人財産権の対象となり得るものは労働に由来する収入と貯蓄、住宅、家財、敷地並びに個人の使用と慰安に供せられる物品である。

第三十七条 相続権は法律によつて保護される。

第三十八条 ルーマニア社会主義共和国は勤労人民の利益防衛のための活動、民族解放の闘争への参加、あるいは平和防衛の活動を行なつた廉によつて迫害される外国市民に対して避難権を許する。

第三十九条 ルーマニア社会主義共和国の各市民は憲法及び法律を尊重し、社会財産を防衛し、社会主義体制の強化発展に寄与しなければならぬ。



第四十条 ルーマニア社会主義共和国武装兵力の隊列において軍務に従うことはルーマニア社会主義共和国市民の義務であり、且つ名誉ある任務である。

第四十一条 祖国防衛はルーマニア社会主義共和国各市民の神聖な任務である。

軍務宣誓の違反、敵への逃亡、国防力への加害は人民に対する最も重大な犯罪であり、法律によつて最も嚴重に処罰される。

### 第三章 国権の最重要諸機関

#### 大国民議會

第四十二条 国権の最重要機関である大国民議會はルーマニア社会主義共和国の唯一の立法機関である。

第四十三条 大国民議會の主要な権限は次の通りである。

- (1) ルーマニア社会主義共和国憲法を採択し、修正する。
- (2) 選挙制度を調整する。
- (3) 国民経済に関する国家計画、国家予算及び予算執行の一般的最終決算を承認する。
- (4) 閣僚會議、省及びその他の政府の中央機関を組織する。
- (5) 裁判所及び検察庁の機構を調整する。
- (6) 人民會議の機構及び機能の規範を定める。
- (7) 地域の行政機関を設置する。
- (8) 恩赦を許すする。

#### ルーマニア社会主義共和国憲法

(9) 法律の改正を必要とする国際条約の批准と終結の通告を行なう。

(10) 国家評議會を選出し、解任する。

(11) 閣僚會議を選出し、解任する。

(12) 最高裁判所及び検事総長を選出し、解任する。

(13) 憲法適用についての一般監督権を行使する。大国民議會は法律の合憲性を決定する唯一の機関である。

(14) 国家評議會の活動を監督する。

(15) 閣僚會議、各省及びその他の政府の中央機関の活動を監督する。

(16) 最高裁判所の活動に関する報告を聴取し、且つその指導的決議を監督する。

(17) 検察庁の活動を監督する。

(18) 人民會議の活動について一般的監督権を行使する。

(19) 外交政策の一般路線を確立する。

(20) 国防、公の秩序あるいは国家の安全のために、地域的に、あるいは全国的に非常事態を宣言する。

(21) 部分的あるいは総動員を命令する。

(22) 戦争状態を宣言する。戦争状態はルーマニア社会主義共和国に指向された武装侵略の場合、あるいはルーマニア社会主義共和国が国際条約に起因し相互防衛の義務を負っている他国に指向された武装侵略であつて、戦争状態宣言の義務が規定せられている状態が発生した場合にのみ宣言することができる。

(2) 軍の最高司令官を任命し、解任する。

第四十四条 大国民議会の代議院は均等な住民数をもつ選挙区で選挙される。選挙区は国家評議会の政令によつて定められる。各選挙区について一名の代議員が選挙される。

大国民議会は四六五名の代議員をもつて構成される。

第四十五条 大国民議会は前期大国民議会の委任が終了する日から数えて、四年間の任期をもつて選挙される。

任期終了の前に大国民議会の委任を中断することはできない。

選挙が施行不可能な環境にある場合は、大国民議会は同環境の存続する間、その委任の延期を決定することができる。

第四十六条 大国民議会の選挙は各議会の最終月のいずれかの非労働日に行なわれる。選挙の期日は少なくとも六〇日以前に定められる。新たに選挙された大国民議会は前期大国民議会の任期が終了したあと三カ月以内に召集される。

第四十七条 大国民議会は各代議員の当選の合法性を検証し、その当選の有効あるいは無効を決定する。

当選が無効となつた場合、同代議員の権利及び義務は無効となつた瞬間から中断する。

第四十八条 大国民議会はその運営規則を採択する。

第四十九条 大国民議会は国家予算に含まれる年次予算を定める。

第五十条 大国民議会は大国民議会議長及び四名の副議長よりなる大国民議会議務局を議会の任期間を任期として選出する。

第五十一条 大国民議会議長は大国民議会の開会期の進行を指揮す

る。

大国民議会議長は四名の副議長のうちの一名を指名して、自分の職権を遂行させることができる。

第五十二条 大国民議会は代議員を以て構成する常任委員会を選出する。

常任委員会は大国民議会議長から各委員会の権能に応じて、研究の目的をもつて送達される法案あるいは事項に関して報告あるいは意見を作成する。

国家評議会の要請がある場合は、常任委員会は法律の効力を有する政令案に関して意見を作成する。

各常任委員会はその権限を守り乍ら、政府機関、検察庁、最高裁判所の指導者より、それぞれの活動に関して定期的に、あるいは問題毎に情報を聴取することができる。常任委員会は発見したところ及び提案を大国民議会に提出する。

大国民議会は活動上の何らかの問題あるいは分野のために臨時委員会を選出し、各委員会について活動の権限及び方式を定めることができる。

すべての国家機関及び職員は大国民議会の委員会に対し、要求された情報及び文書を提供する義務を有する。

第五十三条 大国民議会は、法律の合憲性の監督権を行使するために、議会の任期間を任期とする憲法委員会を選出する。

同憲法委員会へは代議員でない専門家を選出することができる。ただし、その数は委員会の全構成員の三分の一をこえてはな

らない。

同委員会はそれ自体の発意により、あるいは大国民議会の規則によつて定められた機関からの通告によつて、大国民議会に対して報告あるいは意見を提出する。

第五十四条 大国民議会は開会中活動する。大国民議会の通常会期は年二回召集される。

必要がある場合はいつでも、国家評議会あるいは代議員総数の少なくとも三分の一の発意によつて、大国民議会の臨時会期が召集される。

第五十五条 大国民議会は代議員総数の少なくとも半分プラス一名の出席者がある場合にのみ活動を行なう。

第五十六条 大国民議会は法律及び決議を採択する。

法律及び決議は大国民議会代議員の過半数が投票した場合採択される。

憲法は大国民議会の代議員数の少なくとも三分の二の投票によつて採択され、修正される。

大国民議会の法律及び決議は議長あるいは同議会の指揮に當つた大国民議会副議長によつて署名される。

第五十七条 法律は大国民議会の採択後おそくとも十日以内に国家評議会議長の署名をもつてルーマニア社会主義共和国官報で公布される。

第五十八条 大国民議会の各代議員は閣僚会議あるいはそのいずれかの構成員に対し質問を行ない、且つ議員質疑の演説を述べる権

利を有する。

大国民議会が行使する監督権の枠内において、代議員は最高裁判所長官及び検事総長に対し、質問を行ない、且つ議員質疑の演説を述べることができる。

質問あるいは議員質疑を受けた者はおそくとも三日以内、且つ如何なる場合にも同会期内に口頭あるいは書面をもつて回答する義務を有する。

第五十九条 代議員は大国民議会の討議あるいは議員質疑の準備として、大国民議会事務局にその旨を申し出て、国家機関から必要な情報を求める権利を有する。

第六十条 各代議員は自己の活動及び大国民議会の活動に関して選挙民に定期的な報告を行なう義務を有する。

第六十一条 大国民議会の代議員は、会期中は大国民議会の、その休会中は国家評議会の事前の同意なくしてこれを拘留、逮捕あるいは裁判に付することはできない。

ただし、緊急の違反があつた場合には、この同意がなくても代議員を拘留することができる。

#### 国家評議会

第六十二条 ルーマニア社会主義共和国の国家評議会は永続的活動を行なう国権の最重要機関である。これは大国民議会に從属する。

第六十三条 国家評議会が永続的に行使する主要な権限は次の通り

である。

- (1) 大国民議会及び人民会議の選挙期日を定める。
  - (2) 国家の中央機関の長であつて、閣僚會議に入らない者を任命し、解任する。
  - (3) 軍の階級を定め、将官及び元帥の階級を授与する。
  - (4) 勲章及び名誉の称号を設定し、かつ授与する。外国より授与された勲章の佩用を許可する。
  - (5) 大赦、特赦を許与する。
  - (6) 市民権を許与し、市民権の放棄を承認し、ルーマニア市民権の取消しを行なう。
  - (7) 避難権を許与する。
  - (8) 国際条約であつて、その批准と終結の通告が大国民議会の権限に属しないものについて、これを批准し、終結の通告を行なう。
  - (9) 外交使節の階級を定め、ルーマニア社会主義共和国の外交代表を任命し、解任する。
  - (10) 他国の外交代表の信任及び解任状を受理する。
  - (11) 国家評議會は対外關係において、その議長を通じて、ルーマニア社会主義共和国を代表する。
- 第六十四条 大国民議会の休会中において国家評議會が行使する主要な権限は次の通りである。
- (1) 大国民議会の会期を召集する。
  - (2) 憲法を改変することはできないが、法律の効力を有する規範

を設定する。

- 法律の効力を有する規範は法律採択の手續に従つて、大国民議会の最初の会期へ上程し、その討議に付される。
- 大国民議會在特別の環境によつて召集できない場合は、国家評議會は国民經濟の国家計画、国家予算ならびに国家予算執行の全般的最終決算に承認を与えることができる。
- (3) 大国民議會在例外的環境により開会できない場合は閣僚を任免する。
  - (4) 同閣僚の任免は議長の提案で行なわれる。
  - (5) 最高裁判所の長官及び構成員を任命し、解任する。
  - (6) 現行の法律について、一般的かつ強制的解釈を与える。
  - (7) 恩赦を許与する。
  - (8) 法律及び大国民議會決議の適用、閣僚會議、省及び他の政府の中央機関の活動、ならびに檢察庁の活動を監督する。最高裁判所の報告を聴取し、かつその指導的決議を監督する。人民會議の決議を監督する。
  - (9) ルーマニア社会主義共和国の防衛、公の秩序または国家の安全確保のために、緊急の場合には地域的に、あるいは全国的に非常事態を宣言する。
  - (10) 緊急の場合には、部分的あるいは総動員を命令する。
  - (11) 緊急の場合には、戦争状態を宣言する。戦争状態はルーマニア社会主義共和国に対して指向された武装侵略の場合、あるいはルーマニア社会主義共和国が國際条約に起因する相互防衛の

義務を有する他の国に指向された武装侵略であつて、戦争状態の宣言の義務が規定されている状態が発生した場合に限つて宣言することができる。

(2) 軍の最高司令官を任命し、解任する。

第六十五条 国家評議會は大国民議會によつて、その最初の会期において、議会の任期間を任期として、代議員中より選出される。

国家評議會は次の議會によつて新しい国家評議會が選出されるまで機能する。

第六十六条 国家評議會は国家評議會議長、三名の副議長及び十五名の構成員をもつて構成される。

国家評議會はその構成員のうちより書記一名を選出する。

第六十七条 国家評議會は集団指導の原則に従つてその活動を行なう。

第六十八条 国家評議會は政令を発し、決議を採択する。

同政令及び決議は国家評議會議長によつて署名される。法律の効力を有する政令はルーマニア社会主義共和国官報で公布される。

第六十九条 国家評議會は大国民議會に対し、その権限の行使ならびに国家活動における法律及び大国民議會決議の遵守及び執行状況に関して報告を行なう。

国家評議會は全体として、またその構成員は個々に大国民議會に対して国家評議會のすべての活動について責任を有する。

#### 第四章 政府の中央機関

第七十条 閣僚會議は政府の最重要機関である。

閣僚會議は全国土に亘つて行政活動の一般的指揮権を行使するもので、その主要な権限は次の通りである。

- (1) 国家の内外政策施行上の一般的方法を定める。
  - (2) 法律の適用を組織し、かつ確保する。
  - (3) 省及びその他の政府の中央機関の活動を指導、調整及び監督する。
  - (4) 公の秩序の確保、国家利益の擁護及び市民の保護についての措置をとる。
  - (5) 国家計画案及び国家予算案を作成し、予算執行についての全般的最終決算を起草する。
  - (6) 国家計画及び国家予算の実施方法を定める。
  - (7) 企業、經濟機構及び公益の国家施設を設置する。
  - (8) 年間の軍務に召集すべき市民の総数を決定し、軍の一般的組織のための措置をとる。
  - (9) 対外関係の一般的指揮権を行使し、國際的取極締結のための措置をとる。
  - (10) 地方の人民會議の決議で法律に合致しないものを中断させる。
- (11) すべての人民會議の執行委員會の活動について指揮、指導及び一般監督を行なう。

第七十一条 閣僚会議は大国民議会により、その最初の会期において、議会の任期間を任期として選出される。

閣僚会議は次期の議会において新しい閣僚会議が選出されるまで機能する。

第七十二条 閣僚会議はその権限の遂行中法律の適用を基礎とし、かつそのための決議を採択する。

規範的性格を有する決議はルーマニア社会主義共和国官報で公布される。

第七十三条 閣僚会議は閣僚会議議長、そのうちの一名あるいはそれ以上を第一副議長となし得る閣僚会議副議長、大臣ならびに法律で規定する他の政府の中央機関の長をもつて構成する。

閣僚会議の議長、第一副議長及び副議長をもつて、閣僚会議の常設事務局が構成される。

第七十四条 閣僚会議は集団指導の原則に従い、省及び他の政府の中央機関の政治的、行政的行動の統一を確保しつつ、活動を行なう。

第七十五条 閣僚会議は全体として、また各構成員は個々に大国民議会、その休会中は国家評議会に対して責任を有する。閣僚会議の各構成員は自己の活動及び閣僚会議の全活動のいづれについても責任を負うものとする。

第七十六条 省及び他の政府の中央機関はそれぞれの設置目的となつて活動部門あるいは分野において国策を施行する。

彼らは配下に属する企業、経済機構及び国家施設を操作、指導

及び監督する。

第七十七条 大臣及び他の政府の中央機関の長は法律及び閣僚会議決議に基づき、かつその適用のために訓令、命令ならびに法律に定める他の条例を発する。

規範的性格を有する条例はルーマニア社会主義共和国官報で公表される。

第七十八条 大臣及び他の政府の中央機関の長はその指導する機関の活動について閣僚会議に対して責任を有する。

#### 第五章 国権の地域的機関及び政府の地域的機関

第七十九条 人民会議は地方、地区、町及び村落における国権の地域的機関である。人民会議はそれが選出された地域的行政体の経済、社会文化及び政治上の発展、公の秩序の維持、社会主義的法治主義及び市民の権利の保護を確保しつつ、地域的な活動を指揮する。人民会議は地域的レベルにおける政務及び公務の解決に当つての人民の参加を組織する。

第八十条 人民会議が行使する主要な権限は次の通りである。

- (1) 地域的予算及び経済計画を採択し、予算執行の最終決算を承認する。
- (2) 人民会議執行委員会を選出し、解任する。
- (3) 地域的利益に関する企業、経済機構及び国家施設を設立する。
- (4) 執行委員会、政府の専門部局、配下の企業、経済機構及び施

設の活動を指揮、指導及び監督する。

(5) 系列的に下位に属する人民会議の決議を監督する。

第八十一条 人民会議は一区一員制の選挙区によつて選出された代議員をもつて構成される。人民会議代議員を選出するために形成される選挙区は同数の住民をもつものとする。

人民会議の任期は四年とするが、例外として村落人民会議の任期は二年である。

任期は前期人民会議の任期終了の日から起算する。

新選挙は人民会議の任期の最終月のいずれかの非労働日に举行される。

第八十二条 人民会議は代議員の中から任務遂行を助ける常任委員会を選出する。

第八十三条 人民会議は開会期に活動する。会期は人民会議執行委員会によつて召集される。

執行委員会の発意あるいは代議員総数の少くとも三分の一の要求があれば、特別会議が召集される。

第八十四条 人民会議は代議員総数の少くとも半分プラス一名の出席者があれば、活動する。人民会議は会期毎にその進行を指導する幹部会を選出する。

第八十五条 各代議員は自己の活動及び所属する人民会議の活動について選挙民に対し定期的に報告を提出する義務を有する。

第八十六条 人民会議は決議を採択する。決議は人民会議代議員の過半数が投票した場合に採択される。

規範的性格をもつ決議は法律の定める形式により市民に通報される。

第八十七条 人民会議執行委員会は政府の地域的機関であつて、同人民会議が選出された地域的行政体において一般的権限を与えられている。

第八十八条 人民会議執行委員会の主な権限は次のとおりである。

(1) 法律、関係会議の政令及び決議及び上級機関の他の条例を実施する。

(2) 同委員会を選出した人民会議の決議を適用する。

(3) 地域の予算及び経済計画を立案し、予算執行の最終決算を作成する。

(4) 地域の予算及び経済計画を実施する。

(5) 政府の専門部局及び配下の企業、経済機関及び施設の活動を指揮、指導及び監督する。

(6) 下級人民会議の執行委員会の活動を指揮、指導及び監督する。

(7) 下級人民会議の決議が法律に合致しない場合はこれを停止させる。

第八十九条 執行委員会の構成員は人民会議がその選挙後の初の会期において、代議員の中から、人民会議の任期間を任期としてこれを選出する。

執行委員会は人民会議の任期終了後、新しい執行委員会が選出されるまで機能を継続する。

第九十条 人民會議執行委員會は議長、副議長及び法律によつて定められた人数の構成員からなる。

執行委員會は集団指導の原則に従つてその活動を行なう。

第九十一条 人民會議執行委員會はその権限の行使に当り、法律に基つき、且つその施行のための決議を發出する。

規範的性格を有する決議は法律の定める形式により市民に通報される。

第九十二条 執行委員會は同委員會を選出した人民會議に対してその活動についての責任を有する。執行委員會は上級人民會議に対しても責任を有する。地方人民會議の執行委員會は閣僚會議に対して責任を有する。

第九十三条 地方、地区及び市の人民會議はその執行委員會へ配属されている政府の専門部局を組織する。

## 第六章 裁判所

第九十四条 ルーマニア社会主義共和国においては、法律は最高裁判所、地方裁判所、人民裁判所及び法律によつて設立される軍事法院によつて管理される。

第九十五条 裁判所は司法活動によつて、人民に法律尊重の精神を教えつつ、社会主義体制及び人の権利を擁護する。

刑罰を適用するに當つて、裁判所は違反者の改造、再教育及び新しい犯罪の発生を予防を目的とする。

第九十六条 裁判所はその権能において民事、刑事及び他の事件を

裁判する。裁判所は法律によつて定められている場合、行政機関あるいは公的機関の司法的活動を伴う決議について監督権を行使する。裁判所は行政的行為によつて権利の侵害を受けた人々の要求を審判し、法律で定める条件において、同行為の適法性について見解を与えることもできる。

第九十七条 最高裁判所はすべての裁判所の司法活動について一般的な監督権を行使する。この監督権行使の方法は法律で定める。

司法活動における法律適用の統一性を期するために、最高裁判所はその總會において指導的決議を發する。

第九十八条 最高裁判所は大国民議會により、その最初の会期において、同議會の任期間を任期として選出される。最高裁判所は次の議會で新しい最高裁判所が選出されるまで機能する。

第九十九条 最高裁判所はその活動について大国民議會、その休会中は国家評議會に対して責任を有する。

第一百条 裁判所の機構、権能及び法律手続は法律によつて定める。

人民裁判所、地方裁判所及び軍事法院における第一審では、法律の別段の定めがない限り、人民陪審員の参加を受けて事件の審判を行なう。

第一百一条 裁判官及び人民陪審員は法律の定める手続に従つて選出される。

第一百二条 ルーマニア社会主義共和国においては、司法手続はルーマニア語で行なわれる。しかし、ルーマニア人以外の民族が居住する地方及び地区においては同住民の母国語の使用が保証され



る。

裁判が行なわれる言語を解しない当事者のために通訳を通じて訴状の内容を知る可能性及び裁判所での母国語による発言且つ陳述の権利が与えられる。

第三百三条 裁判は法律に別段の定めがない限り、公開の会議で行なわれる。

第三百四条 裁判官及び人民陪審員はその司法活動において独立であり、法律にのみ従うものとする。

## 第七章 検察庁の機関

第三百五条 ルーマニア社会主義共和国の検察庁は省及び政府の他の中央機関、政府の地域的機関、刑事告訴機関及び裁判所ならびに職員及び他の市民の法律遵守について監視権を行使する。

第三百六条 検察庁は検事総長が指揮する。検察庁の機関は検察総庁、地方、地区及び市検察庁及び軍事検察庁である。検察庁の機関は体系的な従属関係に置かれている。

第三百七条 検事総長は大国民議会により、その最初の会期において、同議会の任期間を任期として選出され、次の議会の第一回会期において新任検事総長が選出されるまで機能する。

検事は検事総長が任命する。

第三百八条 検事総長は検察庁の活動について大国民議会、その休会中は国家評議会に対して責任を有する。

## 第八章 ルーマニア社会主義共和国の記章

第三百九条 ルーマニア社会主義共和国の国章は森に覆われた山のの上に太陽が昇りつつある様をあらわす。同国章の左側には石油やぐらがあり、国章のぐるりは小麦の穂の花輪で取まかれ、上部には五尖の星が乗り、下部ではルーマニア社会主義共和国の語が記された三色のリボンがこれを束ねている。

第三百十條 國璽は國章の周りにルーマニア社会主義共和国の語が記されている。

第三百十一條 ルーマニア社会主義共和国の国旗は縦の赤、黄、青の三色を持ち、青色の線条が旗竿に隣する。その中央部にはルーマニア社会主義共和国の国章が配置される。

第三百十二條 ルーマニア社会主義共和国の国歌は大国民議会によって承認される。

## 第九章 最終規定

第三百十三條 本憲法は採択の日に発効する。

第三百十四條 一九五二年九月二十四日の憲法及び本憲法の規定に反する法律、政令及び他の規範的条例の規定は一切、同日をもつて廃止される。

## ルーマニア人民共和国憲法

一九五二年九月二四日大民族會議により採択

### 前 文

ルーマニア人民共和国は、都市及び農村の勤労者の国家である。ルーマニア人民共和国は、ドイツ・ファシズムに対する同盟の歴史的勝利及び勇敢なるソヴィエト軍によるルーマニアの解放の結果誕生した。その解放は、共産党の指導のもと、労働者階級を先頭とする勤労者に対し、ファシストの独裁を廃棄し、搾取階級の権力を打倒し、そしてルーマニア人民大衆の利益と要望とに完全に答える人民民主主義国家を建設することを可能にした。

かくて、自由と民族独立に対するルーマニア勤労人民の一世紀にわたる闘争、資本主義的・地主的機構の廃止及び帝国主義的圧迫からの解放に対する勤労農民と同盟した労働者階級の英雄的闘争は、勝利をとげた。

人民民主主義国家の形成及び強化、偉大なソヴィエト同盟との友好及び同盟並びにソヴィエト同盟の私心のない兄弟のような支持及び援助は、ルーマニア人民共和国の独立及び国家主権並びにルーマニア人民共和国の発展及び繁栄を保障する。

ルーマニア人民共和国の軍事力は、国境、ルーマニア民族の主権及び独立並びにその安全及び平和を防衛する。

ルーマニア人民共和国の対外政策—これは、ソヴィエト社会主義共和国同盟及び人民民主主義国との平和、友好及び同盟を擁護する政策であり、すべての平和を愛好する諸国民との平和と友好の政策である。

ルーマニア人民共和国の少数諸民族は、ルーマニア民族と全く平等の権利を享有する。ルーマニア人民共和国においては、セクイエスク地区—ハンガリヤ人が周密人口を占めている—のハンガリヤ人に対し、行政的・地域的自治制が保障される。

ルーマニア人民共和国の現行憲法は、わが国における社会主義建設の事業において、労働者階級を先頭とする勤労者によつて、今日まで達成された成果を認証する。

人民民主主義国家の政策は、人間による人間の搾取の廃絶及び社会主義の建設に向けられている。

### 第一章 社会機構

第一条 ルーマニア人民共和国は、都市及び農村の勤労者の国家とする。

第二条 ルーマニア人民共和国における人民権力の基礎は、労働者階級と勤労農民との同盟にある。その同盟における指導的役割は、労働者階級に属する。

第三条 ルーマニア人民共和国は、ソヴィエト社会主義共和国同盟

の軍事力によつて、ファシストの束縛と帝国主義的支配とから国土が解放された結果、また、ルーマニヤ共産党の指導のもと、労働者階級を先頭とする都市及び農村の人民大衆によつて地主及び資本家の権力が打倒された結果誕生し、強化された。

第四条 ルーマニヤ人民共和国においては、権力は、都市及び農村の勤労者に属する。かれらは、大民族会議及び人民ソヴェエト（複数）を通じて権力を行使する。

人民ソヴェエトは、ルーマニヤ人民共和国の政治的基礎である。

第五条 ルーマニヤ人民共和国の国民経済には、三の社会的・経済的制度がある。すなわち、社会主義的制度、小商品生産制度及び私的資本主義的制度がこれである。

第六条 社会主義的社会・経済的制度の基礎は、生産手段に対する社会主義的所有である。生産手段に対する社会主義的所有は、あるいは国家的所有（全国民的財産）の形態をとり、あるいは協同組合・コルホーズ的所有（農業集団化経営又は協同組合組織の所有）の形態をとる。

国民経済の社会主義的制度においては、人間による人間の搾取は、清算されている。

ルーマニヤ人民共和国の国民経済において指導的役割を演ずる社会主義的制度は、国が社会主義的方向に沿つて発展するための基礎である。人民民主主義国家は、自己の任務として、社会主義の建設を宣言し、社会主義的制度をたゆみなく強化し、拡大し、勤労者の物質的福祉及び文化的水準のたえまない増大を保障す

る。

第七条 あらゆる地下資源、製造所、工場及び鉱坑、森林及び水域、エネルギーの自然的源泉、あらゆる種類の交通手段、鉄道事業、河川、海上及び航空輸送事業、銀行、郵便及び電信・電話事業、ラジオ、出版、映画及び演劇、国家的農業経営、機械・トラクター・ステーション、公営企業並びに都市における住宅資産の国有化部分は、国家的所有、すなわち全国民的財産を構成する。

第八条 ルーマニヤ人民共和国における土地は、耕作する者に属する。

第九条 農業集団化経営及び協同組合の家畜及び農具、それらによつて生産される生産物並びにそれらに帰属するすべての企業及び施設は、農業集団化経営及び協同組合の社会的所有である。

農業集団化経営の構成員たる農民は、個人的利用のために、住宅附屬地を有し、また、個人的所有として、住宅附屬地における経営、住宅、生産用家畜、家禽及び小農具を有する。これらは、農業集団化経営規定の定めるところによる。

第十条 ルーマニヤ人民共和国における小商品生産は、次のものを包含する。すなわち、土地に対する私的所有をもち、生産者の個人的労働に基づく小農及び中農経営、また、他人の労働を搾取しない職人経営がこれである。国家は、現行法に基づき、小農及び中農の土地に対する私的所有権を保護する。

人民民主主義国家は、小農及び中農に対し、かれらを資本主義的搾取から護り、かれらによつて生産される生産物を増大し、か

これらの福祉を向上する目的をもつて援助を与える。

第十一条 ルーマニア人民共和国における私的資本主義的制度は、富農経営、私的商業企業、賃労働の搾取に基く小規模な非国有化工業企業を包含する。

人民民主主義国家は、資本主義的要素を制限し、駆逐する政策を徹底的に遂行する。

第十二条 自己の労働所得並びに貯蓄、住宅及び家庭副業、家財及び個人的消費物に対するルーマニア人民共和国市民の個人的所有権、さらに市民の個人的所有の相続権は、法律によつて保護される。

第十三条 ルーマニア人民共和国の経済生活は、社会主義の建設、勤労者の物質的及び文化的福祉のためまない増大並びに国の民族的独立及びその国防力の強化のために、国家的国民経済計画に立脚して發展する。

第十四条 ルーマニア人民共和国においては、外国貿易は国家の独占である。

第十五条 ルーマニア人民共和国における労働は、(働かざる者は、食うべからず)という原則にしたがい、労働能力のある各市民の義務であり、また、名誉である。

ルーマニア人民共和国においては、最も広範に、(各人からは、その能力に応じて、各人には、その労働に応じて)という社会主義の原則が実現される。

## 第二章 国家機構

第十六条 ルーマニア人民共和国の国家機構は、勤労者の権力を代表する人民民主主義の機構である。

第十七条 ルーマニア人民民主主義、単一、主権、独立国家は、

(イ) ルーマニア人民の独立及び主権を、都市及び農村の勤労者が闘いとつたものを、勤労者の権利、自由及び権力を、勤労人民の敵から護る。

(ロ) 国の社会主義的工業化によつて、経済的、技術的及び文化的後進性を根絶することによつて、勤労人民の自由意思による参加に基く農業の漸次的な社会主義的改造によつて、国内生産力の強化及び發展を保障する。

(ハ) 国家的及び協同組合的企業に立脚して、計画経済を組織し、發展させる。

(ニ) 外敵に対する共和国の防衛を組織し、国の軍事力の指導を遂行する。

(ホ) 市民の国内における安全を保障し、人民の敵の害を除き、これを鎮圧する。

(ヘ) 貨幣及び信用制度を指導し、国家予算を作成し、かつ、実施し、国家の必要のために不可欠な租税、手数料及び収入を設定する。

(ト) 銀行並びに国家的、工業的、農業的及び商業的企業及び施設を管理する。

(イ) あらゆる段階の国民教育事業を指導する。  
(ロ) 都市及び農村の人民大衆の福祉及び健康をたえまなく改善することを保障する。

(ウ) ルーマニヤ民族文化及び少数民族文化、すなわち、内容的には社会主義的な、形式的には民族的な文化の発展を保障する。  
(エ) 勤労者の意思及び利益の表明であるルーマニヤ人民共和国の憲法及び法律の執行及び遵守を監視する。

国の憲法及び法律を正確に守り、また、執行することは、各国家機関及び各市民の基本的な義務である。憲法及び法律は、共和国の全領土にわたつて拘束力をもつ。

第十八条 ルーマニヤ人民共和国は、行政的・地域的区分に関しては、次の諸州<sup>オプレンテ</sup>から構成される。すなわち、

アラド、バケウ、バイヤ・マール、ブイルラド、ブカレスト、クルージュ、コンスタンツァ、クライイオバ、ガラツ、フニエドアラ、ヤスイ、オラジヤ、ピテンチイ、プロイェンチイ、スターリン、スチャヴァ、チイミシヨアラ及びハンガリヤ自治州がこれである。

第十九条 ルーマニヤ人民共和国のハンガリヤ自治州は、密集したハンガリヤセクイエスクの住民が住んでいる地域から構成され、自治州の住民によつて選出される自己の自治行政機関をもつ。

ハンガリヤ自治州は、次の諸地区<sup>ライヤナ</sup>から構成される。すなわち、チユーク、ゲオルゲニ、オドルヘイ、レギン、スインドジヨルジュ・デ・ペドウレ、スフイントウ・ゲオルゲ、トウイルグ・ムレ

シ、トウイルグ・セクイエスク、トブリツァがこれである。  
ハンガリヤ自治州の行政上の中心地は、トウイルグ・ムレンシである。

第二十条 ルーマニヤ人民共和国の法律並びに中央国家諸機関の決定及び命令は、ハンガリヤ自治州の地域においても拘束力をもつ。

第二十一条 ハンガリヤ自治州に関する規定は、自治州人民ソヴェトによつて作成され、ルーマニヤ人民共和国大民族会議の承認を得るために提出される。

### 第三章 ルーマニヤ人民共和国の最高国家権力機関

第二十二条 ルーマニヤ人民共和国の最高国家権力機関は、ルーマニヤ人民共和国大民族会議である。

第二十三条 大民族会議は、ルーマニヤ人民共和国の唯一の立法機関である。

第二十四条 大民族会議の直接的な所管には次の事項が属する。すなわち、

(イ) ルーマニヤ人民共和国大民族会議幹部会の選出

(ロ) ルーマニヤ人民共和国政府の形成

(ハ) 憲法の改正

(ニ) 戦争及び平和の諸問題

(ホ) 国民経済計画の設定

(ヘ) 国家予算及び国家予算実施に関する報告の確認並びに国家予

算に充たされる租税及び収入の決定

- (D) 省の数の決定並びに省の命名、合同及び廃止
- (E) ルーマニア人民共和国領土の州区分の変更
- (F) 恩赦の許与

(X) 憲法適用に対する一般的監督

第二十五条 大民族会議は、ルーマニア人民共和国の勤労市民によつて、選挙区ごとに一住民四万人につき代議員一人の割で一選挙される。

大民族会議は、四年の任期で選挙される。

第二十六条 法律は、大民族会議がその単純多数によつてこれを採択したときに確認されたものとする。

第二十七条 大民族会議によつて採択された法律は、幹部会の議長及び書記によつて署名され、大民族会議公報で公布される。

大民族会議によつて採択された法律の実施は、ルーマニア人民共和国の全市民によつて義務である。

第二十八条 大民族会議の会期は、年に二回招集される。大民族会議は、大民族会議幹部会によつて招集される。

第二十九条 大民族会議の臨時会期は、大民族会議幹部会によつて、又は総代議員の三分の一を下らない数の要求によつて、招集することができる。

第三十条 大民族会議は、招集ごとに議長及びその代理二名を選任する。議長及びその代理二人は、内規にしたがつて大民族会議の会議を指導する。

第三十一条 大民族会議は、選出代議員の代表権を確認する。

各代議員の選挙が行われた条件を審査するために、大民族会議は、資格審査委員会を選任する。資格審査委員会は、大民族会議の確認を得るために、その報告を提出する。大民族会議は、個々の代議員の代表権を承認するか、又は個々の代議員の選挙を無効にするかを決定する。

第三十二条 大民族会議は、各種の問題について査問委員会及び検査委員会を任命することができる。

あらゆる国家机关及び公務員は、この委員会に対して、必要な報告及び文書を提出しなければならない。

大民族会議は、各委員会のために、個別的に、その活動の権限及び事務手続を定める。

第三十三条 各代議員は、政府及び個々の大臣に対し、質疑を發し、又は公式の回答を要求する権利をもつ。代議員に公式の回答を要求された政府又は大臣は、遅くとも三日以内に、口頭又は文書による回答を与えなければならない。

第三十四条 大民族会議の代議員は、会期中は大民族会議幹部会の同意がなければ、また、会期から会期に至る期間においては大民族会議幹部会の同意がなければ、裁判上の責任を問われ、又は逮捕されることはない。

第三十五条 ルーマニア人民共和国大民族会議は、次のような構成で大民族会議幹部会を選出する。議長、二人の議長代理、書記及び十三人の会員

第三十六条 大民族会議幹部会は、自己の全活動にわたつて、ルーマニア人民共和国大民族会議に対し責任を負う。

第三十七条 ルーマニア人民共和国の大民族会議幹部会は、

- (イ) 大民族会議の会期を招集する。
- (ロ) 布令を発する。
- (ハ) ルーマニア人民共和国における現行法の解釈を与える。
- (ニ) 全人民に回答を求めること（人民投票）についての決定を採択する。
- (ホ) 閣僚會議の決定及び命令が法律に違反する場合には、これを廃止する。
- (ヘ) 大民族會議の会期から会期に至る期間においては、閣僚會議長の提案により、政府の個々の大臣を解任し、任命する。ただし、次の大民族會議の確認を得るために提出されなければならない。
- (ト) ルーマニア人民共和国の勳章、記章及び名誉称号を制定する。
- (チ) 勳章及び記章を授与し、ルーマニア人民共和国の名誉称号を賦与する。軍人の称号、外交官の等級及びその他の特別称号を制定する。
- (リ) ルーマニア人民共和国大民族會議の会期から会期に至る期間において、ルーマニア人民共和国に対する軍事攻撃の場合又はルーマニア人民共和国が国際条約に基き相互援助の義務を負う関係にあるいずれか他の国家に対する軍事攻撃の場合には、政

府の提案により戦争状態を布告する。

- (ス) ルーマニア人民共和国の軍事力の最高司令官を任命し、交代させる。
  - (シ) 一部動員又は総動員を布告する。
  - (ス) 恩赦権及び刑罰変更権を行使する。
  - (セ) ルーマニア人民共和国の国際条約を批准し、廃棄する。
  - (ソ) 外国におけるルーマニア人民共和国の全権代表を任命し、召還する。
  - (タ) 幹部会宛に信任された諸外国の外交代表者の信任状及び解任状を受理する。
  - (ツ) ルーマニア人民共和国の防衛のため、又は社会の秩序及び国家の安全を確保するために、個々の地域又は国の全域にわたつて緊急状態を布告する。
- 第三十八条 大民族會議の全権は、大民族會議が選挙された任期の満了により廃止される。
- 第三十九条 大民族會議幹部会は、ルーマニア人民共和国大民族會議の任期が満了したときは、大民族會議の任期満了の日から三箇月をこえない期間内に新選挙を指定する。
- 前構成の幹部会は、ルーマニア人民共和国の新大民族會議によつて新幹部会が選挙されるまで、その全権を保持する。
- 第四十条 戦争その他の非常事態の場合には、大民族會議は、緊急状態の存続する全期間にわたつて、その権能を延長することができる。

第四十一条 新たに選出された大民族会議は、選挙後三箇月をこえない期間内に、前構成の幹部会によつて招集される。

第四章 ルーマニア人民共和国の国家行政機関

第四十二条 ルーマニア人民共和国の国家権力の最高の執行及び発令機関は、ルーマニア人民共和国閣僚会議である。

第四十三条 閣僚会議は、ルーマニア人民共和国大民族会議によつて次のような構成で組織される。

ルーマニア人民共和国閣僚会議議長

ルーマニア人民共和国閣僚会議議長代理(複数)

国家計画委員会議長

国家統制委員会議長

ルーマニア人民共和国大臣(複数)

国家調達委員会議長

国家農産物買付委員会議長

最高学校事業委員会議長

映画事業委員会議長

芸術委員会議長

第四十四条 閣僚会議は、自己の活動につき大民族会議(大民族会議の会期から会期に至る期間においては大民族会議幹部会)に対して責任を負い、また、報告する。

第四十五条 ルーマニア人民共和国閣僚会議は、現行法に基づき、また、現行法を実施するために決定及び命令を発し、その実施を検

査する。

第四十六条 ルーマニア人民共和国閣僚会議の決定及び命令は、ルーマニア人民共和国の全領域にわたつて実施されなければならない。

第四十七条 ルーマニア人民共和国閣僚会議は、

- (イ) 各省及びその他自己の管轄下にある諸機関の活動を調整し、指導する。
  - (ロ) 国民経済計画、国家予算の実施及び信用・貨幣制度の強化に關する措置を講ずる。
  - (ハ) 社会秩序の確保、国家的利益の擁護及び市民の諸権利の保護に關する措置を講ずる。
  - (ニ) 諸外国との外交關係の領域において一般的指導を行ふ。
  - (ホ) 現役軍事勤務に徴集すべき市民の毎年度の定員を決定し、國の軍事力の一般的建設を指導する。
  - (ヘ) 必要な場合には、経済、文化、法律及び軍事問題に關し、閣僚會議のもとに特別委員会及び総局を設置する。
- 第四十八条 ルーマニア人民共和国閣僚會議は、大臣の指令及び訓令が法律及び閣僚會議の決定に違反する場合にはこれを取り消すことができる。
- 第四十九条 大臣は、その省の所管権限内の事項について、現行法並びに閣僚會議の決定及び命令に基づき、また、これを実施するために、指令及び訓令を発し、また、その実施を検査する。
- 第五十条 ルーマニア人民共和国の省は、次の通りとする。



外務省  
内務省  
農業省  
外国貿易省  
内国商業省  
建設及び建設資材工業省  
宗教省  
電力及び電気技術工業省  
大蔵省  
国防省  
国营農業省  
公共経済及び地方工業省  
林業省  
食料品工業省  
食肉、魚類及び酪農工業省  
石炭工業省  
化学工業省  
冶金工業省  
石油工業省  
林産、製紙及びセルローズ工業省  
軽工業省  
国民教育省  
司法省

ルーマニア社会主義共和国憲法

郵便及び電信省

社会保障省

保健省

国家保安省

運輸省

### 第五章 地方国家権力機関

第五十一条 州、地区、市及び村における国家権力機関は、都市及び農村の勤労者の人民ソヴィエト（複数）とする。

第五十二条 人民ソヴィエトは、当該州、地区、市又は村のルーマニヤ人民共和国の勤労市民によつて、二年の任期で選挙された代議員によつて構成される。

人民ソヴィエトの代表基準は、法律で定める。

第五十三条 人民ソヴィエトは、自己に属する行政機関の活動を指導し、地方の経済的及び文化的活動を指導し、社会秩序の保全、法律の遵守及び市民の権利の保護を保障し、また、地方予算を定める。

第五十四条 人民ソヴィエトは、国家及び社会的諸事業の指導に、また、社会主義の建設に勤労者の積極的な参加を組織する。

第五十五条 人民ソヴィエトは、ルーマニヤ人民共和国の法律によつて与えられた権限の範囲内において、決定を採択し、命令を発する。

第五十六条 州、地区、市又は村の人民ソヴィエトの執行及び発令

機関は、人民ソヴィエトの代議員によつて選出され、議長、その代理(複数)、書記及び委員(複数)からなる執行委員会とする。

第五十七条 ハンガリヤ自治州の国家権力機関は、自治州人民ソヴィエトとする。

ハンガリヤ自治州人民ソヴィエトの執行及び発令機関は、ハンガリヤ自治州人民ソヴィエトによつて選任された執行委員会とする。

第五十八条 ハンガリヤ自治州人民ソヴィエトは、法律によつて定められた基準に従い、二年の任期で自治州の勤労者、ルーマニヤ人民共和国市民によつて選挙される。

第五十九条 少数住民地における人民ソヴィエトの執行及び発令機関は、当該人民ソヴィエトの代議員によつて選任された議長、その代理及び書記によつて構成される。

第六十条 人民ソヴィエトの執行及び発令機関は、これを選任した人民ソヴィエト及び上級人民ソヴィエトの執行委員会に対して責任を負う。

第六十一条 州、地区及び市の人民ソヴィエトは、執行委員会の部を設置する。

部の組織、機能及び活動は、法律で定める。

第六十二条 人民ソヴィエト執行委員会の部は、その所属する人民ソヴィエト及び執行委員会に対すると同様に、上級人民ソヴィエト執行委員会の該当部及び該当省に対しても、また、従属する。

第六十三条 人民ソヴィエトの全権が満了した後、執行委員会は、

新しく選出された人民ソヴィエトによつて新執行機関が構成されるまで、その全権を保持する。

## 第六章 裁判所及び検事局

第六十四条 ルーマニヤ人民共和国における裁判は、法律によつて設置されるルーマニヤ人民共和国最高裁判所、州裁判所、人民裁判所及び特別裁判所が行う。

裁判所の構成、権限及び手続は、法律で定める。

第六十五条 裁判所は、人民民主主義機構及び勤労者のかちとつたものを譲る。すなわち、人民的適法性、社会的所有及び市民の権利を保障する。

第六十六条 すべての裁判所における事件の審理は、法律に別段の定ある場合のほか、人民陪審員の参加のもとに行う。

第六十七条 ルーマニヤ人民共和国の最高裁判所は、五年の任期で大民族会議によつて選出される。

判事及び人民陪審員は、法律の定める手続に従つて選任される。

特別裁判所の判事の任命も、また、法律によつて定められる。

第六十八条 ルーマニヤ人民共和国における訴訟手続は、ルーマニヤ語で行われる。ただし、ルーマニヤ民族以外の住民をもつ州及び地区においては、当該住民の母国語を使用する権利を保障する。

訴訟手続を行うべき国語をもたない者には、通訳を介して事件

の資料に精通する可能性が、また、出廷して、母国語で最終陳述をなす権利が保障される。

第六十九条 法律で定める場合のほか、すべての裁判所における事件の裁判は、公開とする。

被告人に対しては、弁護権が保障される。

第七十条 裁判官は、独立であり、法律にのみ従う。

第七十一条 裁判所は人民の名において判決する。

第七十二条 ルーマニア人民共和国最高裁判所は、ルーマニア人民共和国におけるすべての裁判機関の裁判活動を監督する。

第七十三条 各省及びその他の中央諸機関、国家権力の地方諸機関及び地方国家行政諸機関並びに公務員及び個々の市民の法律遵守

に対する最高監督は、ルーマニア人民共和国検事総長が行う。

第七十四条 ルーマニア人民共和国検事総長は、五年の任期で大民族会議によつて任命される。

ルーマニア人民共和国検事総長代理（複数）及び検事局の地方諸機関の検事は、四年の任期で検事総長によつて任命される。

第七十五条 検事総長は、ルーマニア人民共和国大民族会議（その会期から会期に至る期間にあつては大民族会議幹部会及び閣僚会議）に対して責任を負う。

第七十六条 検事局諸機関は、地方諸機関から独立し、ルーマニア人民共和国検事総長にのみ従属する。

## 第七章 市民の基本的権利及び義務

第七十七条 ルーマニア人民共和国の市民には、労働の権利、すなわち、労働の量及び質に応ずる報酬が保障された仕事につく権利が保障される。

労働の権利は、国民経済の社会主義的制度的存在及び発展により、ルーマニア人民共和国における生産力のたゆまない、また、組織的な発展により、経済恐慌の可能性の排除及び失業の清算によつて保障される。

第七十八条 ルーマニア人民共和国市民は、休息の権利を有する。

休息の権利は、労働者及び勤務者のためには八時間労働日制によつて、困難な労働条件のもとにある職場のためには八時間以下に労働日を短縮することによつて、すべての労働者及び勤務者に対する有給年次休暇制によつて、労働者へのサーヴィスのために休息の家、療養所及び諸文化施設を提供することによつて保障される。

第七十九条 ルーマニア人民共和国の市民は、老後における物質的保障の権利を有する。疾病及び労働能力喪失の場合にも、また、同じ。

この権利は、労働者及び勤務者の国家負担による社会保険の広範な発達によつて、労働者に対する無料の医療によつて、また、労働者に対し療養地の利用を許与することによつて保障される。

第八十条 ルーマニア人民共和国の市民は、教育を受ける権利を有

する。

この権利は、普通、義務かつ無償、初等教育によつて、最高、中等及び初等の学校における優秀学生及び生徒に対する国家給費制度によつて、工業企業、国家農業、機械・トラクター・ステーション及び農業集団化経営における勤労者に対する無償の生産教育組織によつて保障される。

あらゆる段階の学校は、国立である。

国家は、科学、文学及び芸術の発達につき配慮する。

第八十一条 ルーマニア人民共和国の勤労市民には、その民族及び人種のいかにかわからず、経済的、政治的及び文化的生活のあらゆる領域において完全な平等権が保障される。

ルーマニア人民共和国勤労市民に対する人種的若しくは民族的所屬に基く直接若しくは間接の権利の制限又は直接若しくは間接の特権の設定は、そのいかにかわからず、また、一切の排外主義、人種的若しくは民族的憎悪の表明又は民族的排外主義的の宣言は、法律によつて処罰される。

第八十二条 ルーマニア人民共和国における少数民族には、母国語を自由に使用する権利、あらゆる段階の学校を母国語で自由に修める権利並びに書籍、新聞及び演劇を母国語で自由に利用する権利が保障される。

ルーマニア民族でない住民をもつ地区においては、すべての機関及び施設は、口頭であると文書であるを問わず、当該民族の言語を使用し、また、当該民族の公務員を任命するか、又は地方住民

の言語及び風俗を知悉する地方住民の中から公務員を任命する。

第八十三条 ルーマニア人民共和国においては、女性には、経済的、政治的、国家的及び文化的生活のあらゆる領域において、男性と平等な諸権利が与えられる。

女性性は、労働、労働賃金、休息、社会保険及び教育において男性と平等の権利をもつ。

国家は、婚姻及び家庭を保護し、母及び子の利益を擁護する。国家は、子供の多い母及び夫のいない母に対して援助を与え、妊婦に有給休暇を与え、産院、託児所及び幼稚園を設置する。

第八十四条 ルーマニア人民共和国のすべての市民には、良心の自由が保障される。

信仰に対しては、組織及び活動の自由が与えられる。信仰及び宗教的諸儀式を行う自由は、ルーマニア人民共和国のすべての市民に認められる。

学校は、教会から分離される。いかなる宗教、僧正会又は宗教団体も普通教育の学校を開設し、又は維持してはならない。ただし、僧侶養成のための特殊学校は、この限りでない。

信仰の組織及び活動については、法律で定める。

第八十五条 勤労者の利益に適合し、また、人民民主主義機構の強化を目的として、ルーマニア人民共和国の市民には、次の自由が法律によつて保障される。

- (イ) 言論の自由
- (ロ) 出版の自由

(ハ) 集会及び会合の自由

(ニ) 街頭行進及びデモンストレーションの自由

これらの権利は、勤労大衆及びその組織に対し、印刷所、用紙、公共建物、街路、通信手段及びこれらの権利を行使するために必要なその他の物質的諸条件を提供することによつて保障される。

第八十六条 勤労者の利益に適合し、また、人民大衆の政治的、社会的活動の発展を目的として、ルーマニヤ人民共和国の市民に対し、社会組織、労働組合、協同組合、婦人及び青年の団体、スポーツ団体並びに文化、技術及び学術の団体に団結する権利が保障される。

ファツシスト的又は反民主主義的性格のすべての団体は、禁止される。これらの団体への参加は、法律によつて処罰される。

労働者階級及びその他の勤労者階層の中で最も積極的にして意識的な市民は、人民民主主義機構の強化及び発展並びに社会主義社会建設のための勤労者の闘争において、その前衛たるルーマニヤ労働者党に結集される。

ルーマニヤ労働者党は、労働者の組織並びに国家机关及び施設の指導力である。ルーマニヤ人民共和国の勤労者の全組織は、ルーマニヤ労働者党の周囲に結集する。

第八十七条 ルーマニヤ人民共和国の市民には、身体の不可侵が保障される。

何人も、法律に基く裁判所の命令又は検事の同意なくして逮捕されることはない。

第八十八条 市民の住居の不可侵及び信書の秘密は、法律によつて保護される。

第八十九条 ルーマニヤ人民共和国は、勤労者の利益の擁護、学問上の活動又は民族解放闘争若しくは平和擁護闘争への参加のゆゑに訴追を受ける外国市民に対して避難権を与える。

第九十条 ルーマニヤ人民共和国の各市民は、人民共和国の憲法及び法律を守り、社会的・社会主義的所有を保全し、強化し、また、発展せしめ、労働規律を守り、人民民主主義機構の強化並びに国の経済的及び文化的発展を積極的に助成しなければならない。

第九十一条 兵役は、義務制である。ルーマニヤ人民共和国の国防軍の一員としての軍事的勤務は、ルーマニヤ人民共和国市民に対する名譽ある義務である。

第九十二条 祖国防衛は、ルーマニヤ人民共和国各市民の神聖な義務である。祖国に対する反逆、宣誓違反、敵側へのねがえり、国家の防衛力に対する加害又はスパイは、人民及び国家に対する最も重い犯罪であり、法律の定める最も重い刑に処せられる。

## 第八章 選挙制度

第九十三条 大民族会議及び人民ソヴェットにおける代議員の選挙は、普通、平等及び直接選挙権に基き、秘密投票により行われる。

第九十四条 代議員の選挙は、普通選挙である。十八歳に達したルーマニヤ人民共和国の全勤労市民は、人種的若しくは民族的所屬、性、宗教、教育程度、職業又は居住期間のいかににかかわら

ず、選挙に参与する権利をもつ。ただし、精神病患者、裁判所によつて選挙権のはく奪を宣告された者又は法律によつて資格なしと認められた者を除く。

大民族会議及び人民ソヴェートの代議員には、投票権をもち、二十三歳に達したルーマニア人民共和国の各勤労市民が選挙されることができる。

第九十五条 代議員の選挙は、平等選挙である。ルーマニア人民共和国の全勤労市民は、平等の基礎に基いて選挙に参与する。すなわち、各市民は、一票をもつ。

第九十六条 女性は、男性と平等に、大民族会議及び人民ソヴェートの選挙権及び被選挙権を享有する。

第九十七条 ルーマニア人民共和国の軍事力の一員たる市民は、ルーマニア人民共和国の全勤労市民と平等に、選挙権及び被選挙権を享有する。

第九十八条 代議員の選挙は、直接選挙である。大民族会議及びすべての人民ソヴェートの選挙には、直接選挙の方法によつて、ルーマニア人民共和国の勤労市民が、直接これに参与する。

第九十九条 代議員選挙における投票は、秘密投票である。

第一百条 代議員選挙に際しては、法律の定める基準に従い、選挙区ごとに候補者が立てられる。

候補者を立てる権利は、勤労者の全組織、すなわち、ルーマニヤ労働者党、労働組合、協同組合、青年の組織並びにその他の大衆組織及び文化団体に対して保障される。

第一百一条 各代議員は、選挙人に対し、自己の活動及び自己の属する被選出機関の活動につき報告しなければならない。

代議員は、法律の定める手続に従い、選挙人の過半数が決議した場合に、いつでもリコールされる。

#### 第九章 ルーマニア人民共和国の国章、国旗及び首都

第一百二条 ルーマニア人民共和国の国章は、朝日の昇る木々で覆われた山脈を表わす。国章の左側には石油やぐらが描かれる。国章は、小麦の穂からなる環で縁を飾られる。国章の上部には五せんの星がある。

国章の下部には、R・P・Rの文字が記入された三色のリボンが小麦に巻きついている。

第一百三條 ルーマニア人民共和国の国旗は、次の色をもつ。すなわち、青の旗竿に近く、垂直に配置された赤、黄及び青の色である。中心には、ルーマニア人民共和国の国章が描かれる。

第一百四條 ルーマニア人民共和国の首都は、ブカレスト市である。

#### 第十章 ルーマニア人民共和国憲法改正の手續

第一百五條 ルーマニア人民共和国憲法は、大民族会議によつて採択された法律に基いてのみ改正することができる。

憲法改正についての法律案は、ルーマニア人民共和国大民族会議の総員の三分の二を下らない多数が賛成投票をした場合には、採択されたものとする。